

議第 8 号議案

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書の提出

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関し、関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 2 年 9 月 2 8 日提出

市会運営委員会

委員長 松 本 研

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書

尖閣諸島は、日本が領有しており、沖縄県石垣市に属している。

尖閣諸島の領有に関し、日本政府は明治18年から10年余り調査し、世界情勢を考慮しつつ、いずれの国にも属していないことを慎重に確認した上で明治28年1月14日の閣議で決定し沖縄県に編入して以来、日本人の入植が行われ、昭和15年に無人島となるまでかつおぶしの製造工場が操業し漁業や林業を営んだ経緯があり、昭和35年に当時の中国政府が発行した「外国地名手冊」には明白に日本領と記されている。

このように、歴史的にも国際的にも尖閣諸島が日本の領土であることは明白である。

しかしながら、当該周辺海域においては、今年8月中旬に一日で最大270隻の中国漁船が確認され、日本の領海内に70隻程度が侵入しており、我が国の漁業者が安心して操業できないという極めて看過できない事態となっている。

このような中、去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁船が停船を命じた海上保安本部の巡視船にみずからを衝突させ、海上保安官の職務を妨害するという事態が発生した。

よって、本市議会は、日本政府が国民の安全と利益を守る立場から、今後このようなことが起こらないよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 日本政府は尖閣諸島が我が国固有の領土であるという毅然たる態度を堅持し、中国政府を初め諸外国に示すこと。
- 2 中国政府に対し、厳重に抗議するとともに、再発防止策を求めること。
- 3 第11管区海上保安本部の監視・警備体制等の強化を図ること。
- 4 我が国の漁業者が尖閣諸島海域において安心して操業できる適切な措置をとること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
農林水産大臣

あて

横浜市議会議長

大久保 純 男